

別表

規則第13条の2第1項各号で定める措置	東京都建築物環境配慮指針別表第1 (住宅用途)				マンション環境性能表示													
	分野	区分	細区分	建築物評価基準の段階	項目名	評価及び表示方法												
1 建築物の熱負荷の低減	エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換	建築物の熱負荷の低減	建築物外皮の熱負荷抑制	3	断熱性能	建築物評価基準の段階3のうち、次の表に掲げる地域区分(指針別表第1エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換の部建築物の熱負荷の低減の項アの欄に規定する地域区分をいう。以下同じ。)に応じて、外皮平均熱貫流率の値により次の表のとおり評価を行うこととする。 <table border="1" data-bbox="1171 409 1986 664"> <thead> <tr> <th>地域区分が4の場合における特定建築物</th> <th>地域区分が5、6又は7の場合における特定建築物</th> <th>評価及び表示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.23W/(m<sup>2</sup>・K)以下</td> <td>0.26W/(m<sup>2</sup>・K)以下</td> <td>★★★★★★</td> </tr> <tr> <td>0.34W/(m<sup>2</sup>・K)以下</td> <td>0.46W/(m<sup>2</sup>・K)以下</td> <td>★★★★★☆</td> </tr> <tr> <td>0.6W/(m<sup>2</sup>・K)以下</td> <td>0.6W/(m<sup>2</sup>・K)以下</td> <td>★★★★☆</td> </tr> </tbody> </table>	地域区分が4の場合における特定建築物	地域区分が5、6又は7の場合における特定建築物	評価及び表示	0.23W/(m <sup>2</sup> ・K)以下	0.26W/(m <sup>2</sup> ・K)以下	★★★★★★	0.34W/(m <sup>2</sup> ・K)以下	0.46W/(m <sup>2</sup> ・K)以下	★★★★★☆	0.6W/(m <sup>2</sup> ・K)以下	0.6W/(m <sup>2</sup> ・K)以下	★★★★☆
				地域区分が4の場合における特定建築物			地域区分が5、6又は7の場合における特定建築物	評価及び表示										
				0.23W/(m <sup>2</sup> ・K)以下			0.26W/(m <sup>2</sup> ・K)以下	★★★★★★										
				0.34W/(m <sup>2</sup> ・K)以下			0.46W/(m <sup>2</sup> ・K)以下	★★★★★☆										
				0.6W/(m <sup>2</sup> ・K)以下			0.6W/(m <sup>2</sup> ・K)以下	★★★★☆										
2	★★★★☆☆																	
1	★★★★☆☆																	
評価基準を適用しない	—																	
2 設備のエネルギーの使用の合理化	省エネルギーシステム	設備システムの高効率化	3	エネルギー消費性能	住宅用途B E I (指針別表第1エネルギー使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換の部省エネルギーシステムの項アの欄に規定する住宅用途B E Iをいう。)ただし、再生可能エネルギーによる削減量を考慮しない一次エネルギー消費量を用いて算出したものとする。)の値に応じて次のとおりとする。 0.7以下の場合 ★★★★★ 0.7を超え0.8以下の場合 ★★★★☆ 0.8を超え0.9以下の場合 ★★☆☆☆ 0.9を超え1.0以下の場合 ★☆☆☆☆													
			2															
			1															
3 再生可能エネルギーの利用	再生可能エネルギーの利用	再生可能エネルギーの変換利用	3	再エネ設備	★★★★													
			2			★★☆☆												
			1			★☆☆												
			評価基準に適合しない			☆☆☆												
			評価基準を適用しない			—												
4 建築物の長寿命化	資源の適正利用	長寿命化等	維持管理、更新、改修、用途の変更等の自由度の確保及び建設資材の再使用対策	3	維持管理・劣化対策	建築物評価基準の各細区分の段階1を1点、段階2を2点、段階3を3点とし、その合計点にしたがって次のとおりとする。 4点以上の場合★★★★ 3点の場合★★★ 2点の場合★★☆ 1点以下の場合☆☆☆												
				2														
				1														
				評価基準に適合しない														
			躯体(く)体の劣化対策	3														
				2														
				1														
				評価基準に適合しない														
5 緑化	生物多様性の保全	緑化	緑の量の確保	3	みどり	建築物評価基準の各細区分の段階1を1点、段階2を2点、段階3を3点とし、その合計点にしたがって次のとおりとする。 5点以上の場合★★★★ 4点の場合★★★ 3点又は2点の場合★★☆ 1点以下の場合☆☆☆												
				2														
				1														
				評価基準に適合しない														
			生きものの生息生育環境に配慮した樹木の確保	3														
				2														
				1														
				評価基準に適合しない														
6 電気自動車充電設備の設置	気候変動への適応	ヒートアイランド対策	EV及びPHV用充電設備の設置	3	充電設備	① 建築物評価基準により評価を行う駐車施設の種別が専用駐車場である場合は、次のとおりとする。 段階3の場合は★★★★、段階2の場合は★★★、段階1の場合は★★☆ ② 建築物評価基準により評価を行う駐車施設の種別が共用駐車場である場合は「—」とする。 ☆☆☆ —												
				2														
				1														
				評価基準に適合しない														
				評価基準を適用しない														